

令和6年度修学旅行によるしまなみ海道自転車道利用促進事業
(レンタサイクル費用助成) 助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 しまなみ海道自転車道利用促進協議会(愛媛事業本部)(以下、「協議会」という。)は、しまなみ海道自転車道の利用を促進するため、旅行会社が造成する「受注型企画旅行」(修学旅行)の経費の一部に対して、予算の範囲内で助成金を交付する。

(助成事業者)

第2条 旅行業法(昭和27年法律第239号)及び同法施行規則(昭和46年運輸省令第61号)の規定による第一種旅行業、第二種旅行業、第三種旅行業及び地域限定旅行業の登録を得ている者とする。

(助成対象期間等)

第3条 受注型企画旅行(修学旅行)による助成対象期間等は、次の通りとし、出発日を基準として決定する。

申請期間	旅行商品設定期間
令和6年3月18日から 令和7年2月28日まで	令和6年4月1日から 令和7年3月2日まで

(助成要件)

第4条 助成要件は次の各号に定める要件を満たすものとする。

- (1) 小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の学校等(以下、「学校」という。)の学校行事として実施する修学旅行であること。
- (2) しまなみ海道自転車道の愛媛県区間のサイクリングを伴うこと。
- (3) 「協議会」が指定するレンタサイクルターミナル(別記)において、レンタサイクルを借りること。
- (4) 食事、休憩、買い物等で今治市島しょ部の店舗等に1つ以上立ち寄る行程とすること。
- (5) 愛媛県内に1泊以上宿泊すること。

(助成対象経費及び助成額)

第5条 助成対象経費は、前条に規定する助成要件を満たすレンタサイクル使用料とし、その助成額は次の通りとする。

	1人当たりの助成額	今治市内宿泊の場合の加算額 (1人当たり)	1団体(商品)の助成上限額
小学生	250円	500円	200,000円
中学生以上	1,000円		

2 助成金は予算の範囲内で交付することとし、予算額に達した時点で終了とする（書面による申請があった順に審査し、助成金を決定する。）。

（交付の申請）

第6条 助成金の交付を希望する助成対象者は、原則として、助成金の対象となる修学旅行の実施日（出発日）3日前（土・日・祝日の休日を除く）までに、しまなみ海道自転車道利用促進協議会愛媛事業本部長（以下「本部長」という。）に、次の各号に定める書類を各1部提出し、助成金交付申請を行わなければならない。

- (1) 令和6年度修学旅行によるしまなみ海道自転車道利用促進事業（レンタサイクル費用助成）助成金交付申請書（様式1号）
- (2) 修学旅行行程表
- (3) 第4条(1)号に規定する学校との契約書（写）又は見積書
- (4) その他、本部長が必要と認める書類

（助成金の交付決定）

第7条 本部長は、前条の規定による助成金交付申請書の提出があった場合には、申請書の内容等を審査の上、予算の範囲内で決定し、令和6年度修学旅行によるしまなみ海道自転車道利用促進事業（レンタサイクル費用助成）助成金交付決定通知書（様式第1-1号）で通知する。

2 令和6年3月18日から令和6年3月31日までの申請書については、予算成立後に交付決定する。

（助成事業の変更承認申請）

第8条 前条の規定により助成金の交付決定を受けた者（以下「助成事業者」という）は、助成金の交付決定を受けた事業（以下「助成事業」という）の内容を変更又は中止（要件を満たさなくなった場合を含む。）しようとするときは、あらかじめ令和6年度修学旅行によるしまなみ海道自転車道利用促進事業（レンタサイクル費用助成）助成金変更（中止）承認申請書（様式第2号）を本部長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、助成金の大幅な増減を伴わない軽微な人数変更については、この限りではない。

2 本部長は前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、適当と認めるときは、令和6年度修学旅行によるしまなみ海道自転車道利用促進事業（レンタサイクル費用助成）助成金変更（中止）承認書（様式第2-1号）により通知するものとする。

（実績報告）

第9条 助成金の交付を決定した旅行商品の催行後、15日以内に令和6年度修学旅行によるしまなみ海道自転車道利用促進事業（レンタサイクル費用助成）助成金実績報告書（様式第3号）に関係書類を添えて、本部長に提出しなければならない。

(助成金の額の確定)

第10条 本部長は、前条に規定する令和6年度修学旅行によるしまなみ海道自転車道利用促進事業(レンタサイクル費用助成)助成金実績報告書を受理した場合は、その内容を審査のうえ、必要に応じて調査を行い、適当と認められれば、助成金の額を確定し、令和6年度修学旅行によるしまなみ海道自転車道利用促進事業(レンタサイクル費用助成)助成金交付確定通知書(様式第3-1号)により助成事業者に通知するものとする。

(助成金の請求及び交付)

第11条 前条の規定により、助成金の額の確定通知を受けた助成事業者は、令和6年度修学旅行によるしまなみ海道自転車道利用促進事業(レンタサイクル費用助成)助成金精算払請求書(様式第4号)を本部長に提出しなければならない。

2 本部長は、前項の請求書の提出があった場合には、速やかに助成金を交付する。

(助成金の経理)

第12条 助成事業者は、当該助成事業に係る収入支出の帳簿及び証拠書類を整備し、助成事業の終了した年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(助成金の交付決定の取消し)

第13条 会長は、次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 助成事業者が、偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたとき。
- (2) 助成事業者が、助成金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) その他会長が特別の理由があると認めたとき。

2 前項の規定は、助成金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 本部長は、第1項の場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されていたときは、期限を定めてその返還を求めることができる。

(雑則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、令和6年度修学旅行によるしまなみ海道自転車道利用促進事業(レンタサイクル費用助成)の実施について必要な事項は本部長が別に定める。

附則

この要綱は、令和6年3月15日から適用する。

(別記)

しまなみ海道レンタサイクルターミナル一覧

	ターミナル名称	住所/TEL	備考
1	今治駅前レンタサイクル	今治市北宝来町二丁目甲 773-8 TEL 0848-22-3911	
2	中央レンタサイクル (サンライズ糸山)	今治市砂場町 2-8-1 TEL 0848-22-3911	
3	吉海レンタサイクル	今治市吉海町名 4520-2 TEL 0848-22-3911	
4	伯方レンタサイクル	今治市伯方町叶浦甲 1668-1 TEL 0848-22-3911	
5	上浦レンタサイクル	今治市上浦町井口 9180-2 TEL 0848-22-3911	
6	尾道市瀬戸田サンセットビーチ	尾道市瀬戸田町垂水 1506-15 TEL 0848-22-3911	
7	瀬戸田町観光案内所	尾道市瀬戸田町沢 200-5 TEL 0848-22-3911	
8	土生港 (尾道市営中央駐車場)	尾道市因島土生町 1899-31 TEL 0848-22-3911	
9	尾道市民センターむかいしま	尾道市向島町 5531-1 TEL 0848-22-3911	
10	尾道港 (駅前港湾駐車場)	尾道市東御所町地先 TEL 0848-22-3911	